

16. 04

特許庁長官の定める博覧会の基準についての説明

1. 商第4条第1項第9号及び同法第9条第1項に基づき定められた特許庁長官の定める基準（以下「本基準」という。）は、次のとおりである。

特許庁告示第六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第九号及び同法第九条第一項の規定に基づき、特許庁長官の定める博覧会の基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十三日

特許庁長官 岩井 良行

- 1 商標法第四条第一項第九号に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府又は地方公共団体（以下「政府等」という。）以外の者が開設する博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして相当であると判断されるものであること。
 - 三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。
- 2 商標法第九条第一項に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府等以外の者が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項の趣旨に照らして相当であると判断されるものであること。
 - 三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。

2. 本基準についての説明は、次のとおりである。

(1) 商第4条第1項第9号の趣旨は、博覧会の賞の權威の維持とともに商品の品質又は役務の質の誤認を防止することであり、また、商第9条第1項の趣旨は、パリ条約第11条を受けて、博覧会へ出品又は出展した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に、正当な商標登録出願者であるべき出品者又は出展者を保護することであるから、それぞれの趣旨は相違するものである。

本基準の「1」は、商第4条第1項第9号に規定する博覧会についての要件を規定し、本基準の「2」は、商第9条第1項に規定する博覧会についての要件を規定している。

本基準は、「1 三」及び「2 三」の要件以外は、同様の規定ぶりとなっているが、審査においては、それぞれの趣旨に照らして博覧会が各要件を満たすか否かについて判断するものとする。

(2) 本基準の「1 一」及び「2 一」は、博覧会の目的及び名称について規定したものである。

本規定でいう「博覧会」とは、「種々の産物を収集展示して公衆の観覧及び購買に供し、産業・文化の振興を期するために開催する会。」（「株式会社岩波書店 広辞苑第六版」）であって、本基準に規定する「産業の発展に寄与すること」を目的とするものである。

(3) 本基準の「1 二」及び「2 二」は、博覧会の開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等、博覧会の開設概要における考慮点を例示している。

(4) 本基準の「1 三」は、商第4条第1項第9号に規定する政府等以外の者が開設する博覧会の要件として、「政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること」を規定している。

本基準の「2 三」は、商第9条第1項に規定する政府等以外の者が開設する博覧会の要件として、「日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること」を規定している。

① 博覧会が営利を目的とするもの又は特定の企業等の一部の者の利益のみを目的とするものは、本規定でいう博覧会には該当しない。

博覧会の開設に際して政府等の協賛又は後援を受けるためには、博覧会の開設が営利目的でないこと、及び特定の企業等の一部の者の利益のみを目的とするものでないことが要件とされることが一般的であり、本基準においては、その実情を踏まえて、政府等による協賛又は後援の事実を本規定の対象となる博覧会の要件とした。

ただし、商第4条第1項第9号については、「博覧会の賞の權威の維持と商品の品質又は役務の質の誤認防止」という趣旨に照らし、たとえ地方公共団体の協賛又は後援を受けた博覧会であっても、出品者及び入場者がその地方公共団体内の者のみに限定される場合等、博覧会の開設概要や知名度等も考慮した結果、本号を適用すべきではないと判断される場合もあることに留意する必要がある。

②「その他これに準ずる博覧会」には、独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）その他公益に関する団体であって営利を目的としない者が開設する博覧会が含まれる。独立行政法人等が開催する博覧会は、それらの法人の性格上、営利を目的として又は特定の企業等の一部の者の利益のみを目的として博覧会を開催することはないことを考慮して、政府等が協賛し又は後援する博覧会に準ずるものとして取り扱うこととした。

③ なお、商第9条第1項の本基準には、「原則として」の文言が記載されている。その趣旨は、政府等の協賛又は後援等がない場合でも、本項に規定する政府等以外の者が開設する博覧会として認められることを明確にするものであり、その例外としては、例えば、政府等の後援のない著名な博覧会等が考えられる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第9号（博覧会の賞）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第9条（出願時の特例）」の審査基準](#)